

福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市特別支援保育事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 福岡市特別支援保育事業実施要綱（昭和58年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条第1号に規定する保育所等をいう。
- (2) 居宅訪問型保育事業者 実施要綱第3条第2号に規定する居宅訪問型保育事業を実施する者をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する地域型保育事業所をいう。
- (4) 支援区分1の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分1の決定を受けた児童をいう。
- (5) 支援区分2の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分2の決定を受けた児童をいう。
- (6) 支援区分3の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分3の決定を受けた児童をいう。
- (7) 支援区分4の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分4の決定を受けた児童をいう。
- (8) 支援区分5の児童 実施要綱第5条第1項の規定により支援区分5の決定を受けた児童をいう。
- (9) 医療的ケア児童 実施要綱第5条第1項の規定により要医療的ケアの決定を受けた児童をいう。
- (10) 要支援児 支援区分1の児童、支援区分2の児童、支援区分3の児童、支援区分4の児童、支援区分5の児童をいう。
- (11) 子育て支援員 実施要綱第9条第5項ただし書きに規定する子育て支援員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等における要支援児の保育とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に定めるとおりとする。ただし、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付、福岡市保育協会補助金その他の補助金の交付等により、当該経費が交付されている場合を除く。

- (1) 要支援児の保育（実施要綱第3条第3項に規定する居宅訪問型保育を除く。）に要する保育士等（保育士、実施要綱第9条第5項に規定する者をいう。以下同じ。）の雇用に係る人件費（労働者派遣事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の許可を受けた者をいう。）との間で締結する労働者派遣契約などによる配置を行った場合における経費を含む。以下同じ。）
- (2) 医療的ケア児の保育に当たって医療的ケアを実施する看護師等（看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）の雇用に係る人件費
- (3) 医療的ケアに関する研修の経費
- (4) 医療的ケアに必要なとなる備品の経費
- (5) 医療的ケア児に関する災害対策備品の経費
- (6) 園外活動時に生じる医療的ケア児の交通費等（車いす使用料を含む。）

(補助金の額)

第5条 前条第1項第1号に掲げる費用に係る保育所等（幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を除く。）1事業所当たりの補助金の月額額は、次の各号に掲げる児童の支援区分に応じ当該各号に定める額に当該支援区分の児童数を乗じて得た額又は211,000円のいずれか高い額以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 支援区分1の児童 97,000円
 - (2) 支援区分2の児童 146,000円
 - (3) 支援区分3の児童 193,000円
 - (4) 支援区分4又は支援区分5の児童291,000円（ただし、地域型保育事業所については115,000円）
- 2 前条第1項第1号に掲げる費用に係る幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園1事業所当たりの補助金の月額は、65,300円に支援区分1の児童、支援区分2の児童、支援区分3の児童、支援区分4の児童及び支援区分5の児童の総数（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する児童（以下、この項において「1号認定

児」という。)に限る。)を乗じて得た額に、前項第1号から第4号に定める額に当該支援区分の児童数(1号認定児を除く。)を乗じて得た額を加えた額又は211,000円のいずれか高い額以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 3 前条第1項第2号に掲げる費用に係る保育所等1事業所当たりの補助金の月額、480,000円以内の額(医療的ケア児を複数人受け入れる保育所等において、同号に掲げる費用が480,000円を超えることが見込まれる場合については、市長が必要と認める額以内の額)とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。
- 4 前条第1項第3号に掲げる費用に係る保育所等1事業所当たりの補助金の年額は、300,000円以内の額とする。
- 5 前条第1項第4号に掲げる費用に係る保育所等1事業所当たりの補助金の年額は、100,000円以内の額とする。
- 6 前条第1項第5号に掲げる費用に係る保育所等1事業所当たりの補助金の年額は、100,000円以内の額とする。
- 7 前条第1項第6号に掲げる費用に係る保育所等1事業所当たりの補助金の年額は、40,000円以内の額とする。
- 8 第1項及び第2項の規定により補助金を交付する場合であって月の初日から交付するとき以外のとき、又は月の末日まで交付するとき以外のときは、その補助金の額は、25日を基礎として、日割りによって計算する。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所等を運営する者又は居宅訪問型保育事業者(以下「保育所等運営者」という。)であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(申請の手続)

第7条 保育所等運営者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市特別支援保育事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、要支援児の保育を開始した日の属する月の末日までに行わなければならない。
- 3 申請者は第1項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和

25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、速やかに決定の内容及び交付の条件を福岡市特別支援保育事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業の変更)

第10条 第8条の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、福岡市特別支援保育事業補助金変更届出書(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 保育する要支援児の人数を変更するとき
- (2) 保育する要支援児が、実施要綱第8条第2項の規定により異なる支援区分の決定を受けたとき
- (3) 要支援児の保育に要する保育士等又は医療的ケア児の保育に当たって医療的ケアを実施する看護師等を変更するとき

(状況の報告)

第11条 補助金交付決定者は、補助事業の収支状況を明らかにするために必要な書類を備え付けるとともに、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付決定者は、福岡市特別支援保育事業補助金実績報告書（様式第4号。以下、「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

2 第7条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 第7条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式1-1号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、福岡市特別支援保育事業補助金実績調査報告書（様式第5号）を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市特別支援保育事業補助金確定通知書（様式第6号）により速やかに当該認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、保育所等運営者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 保育所等運営者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 保育所等運営者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 保育所等運営者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の時期)

第15条 この補助金は、第13条第1項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、申請者が事業の終了前に交付することを希望する場合であって、市長が適当と認めるときは、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、(毎年度2回に分けて、)概算払によりこれを交付することができる。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。事項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象事業者に対し当該申請者又は当該補助事業対象者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 福岡市障がい児保育事業補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)は、廃止する。

- 3 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。